

介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A

番号		質問内容	回答
1	対象事業所等	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
2	対象事業所等	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
3	対象事業所等	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合であっても、補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれません。 補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となります。
4	対象事業所等	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれます。
5	対象事業所等	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	含まれません。
6	対象事業所等	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円を上限とします。
7	対象事業所等	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とはなりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とはしません。

番号		質問内容	回答
8	対象事業所等	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということか。	それぞれ指定サービス毎に補助対象となります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所としての補助対象となります。
9	対象事業所等	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどう判断するのか。	令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均とします。
10	対象事業所等	施設の定員については、いつを基準日にするのか。	施設の定員については令和7年4月1日を基準とします。
11	対象事業所等	訪問介護事業所や通所介護事業所で、令和7年9月以降に開設した事業所は、規模をどう判断するのか。	滋賀県医療福祉推進課 在宅介護指導係までお問い合わせください。(開設後から申請時までの報酬請求実績等の提出が必要になります)
12	対象経費	移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象になるか。	実績報告日までの期間が対象となります。
13	対象経費	過去に購入したものを補助対象になるか。	令和7年12月16日から実績報告日までに購入等を行ったものが補助対象経費となります。
14	対象経費	燃料費等の支払いを事業所ごとに分けていない場合、どのように申請すればよいか。	対象経費を走行距離や面積等で適切に按分し、申請を行ってください。
15	対象経費	物品を購入する際の送料や設置費・工賃等は補助金の対象となるのか。	本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用等は対象経費にはなりません。また、取得単価が30万円以上のものも対象外となります。
16	対象経費	自家用車での燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費、スタッドレスタイヤ等の購入費は補助金の対象となるのか。	事業で使用する分のみが対象となります。事業用か自家用かの区別がつかない場合は対象なりません。

番号		質問内容	回答
17	対象経費	物品購入に係る消費税は補助金の対象となるのか。	消費税は対象外になるので、交付申請等の際は税抜きの金額での記載としてください。
18	実績報告	支払いを証明する書類は必要か。	実績報告において、領収書等の写しが必要です。支払日、金額、支払先が確認できる書類(写し)の提出が必要です。
19	交付等	基準単価どおりの交付を受けることができるのか。	本事業は国庫補助金を活用した予算の範囲内での執行を行うため、予算を超過する申請総額となった場合は申請額満額にならない場合があります。